

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

1. 痴呆対応型共同生活介護における計画作成担当者の要件について
2. 介護予防・生活支援事業における利用者負担に係る根拠規定の取り扱いについて

(合計 本紙含め3枚)

vol. 35

平成12年2月3日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 2.については、管下市町村に速やかにFAX送信いただきます
ようよろしくお願ひいたします。

事務連絡
平成12年2月3日

各都道府県介護保険主管課（室）担当官 殿

厚生省老人保健福祉局
老人福祉計画課在宅福祉係長

痴呆対応型共同生活介護における計画作成担当者の要件について

標記については、「「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正について」（平成12年1月31日老企第35号）により通知しているところですが、その解釈について、一部の自治体から疑義照会があったことを踏まえ、指定事務に当たっては、次の点にご留意いただくよう念のためご連絡いたします。

記

計画作成担当者は、介護支援専門員をもって充てることが望ましいが、特別養護老人ホームの生活相談員や老人保健施設の支援相談員等として痴呆性高齢者の介護サービスに係る計画の作成に關し実務経験を有すると認められる者をもって充てができるとしているところである。

この場合の「特別養護老人ホームの生活相談員や老人保健施設の支援相談員」は、あくまで例示であって、適切に計画作成を行うことができると認められる者であれば、病院の看護職員、痴呆対応型共同生活介護に相当する事業の介護従業者、特別養護老人ホームの介護職員等実態に応じて彈力的に取り扱うことについては差し支えないこと。

また、「痴呆性高齢者の介護サービスに係る計画の作成に關し実務経験を有する」とあるのは、あくまで、「認められる者」であれば足りるものであり、計画作成の実務経験を有していなくても、痴呆性高齢者の介護サービスについて十分な実務経験があることから、痴呆性高齢者に対して適切な計画を作成することができると認められる者を含むものであること。

平成12年2月3日

介護予防・生活支援事業における利用者負担に係る
根拠規定の取扱いについて

介護予防・生活支援事業のうち、軽度生活援助事業、生きがい活動支援通所事業及び生活管理指導事業（生活管理指導員派遣事業、生活管理指導短期宿泊事業）については、介護保険サービスとの整合性を勘案し、同率程度の利用者負担とすることが基本になる旨御連絡しているところですが（平成11年11月29日全国老人福祉担当課長及び介護保険担当課長会議資料P39）、この負担に関する各市町村における根拠規定の取扱いについては、次のとおりに考えます。

- 上記負担に関する各市町村における根拠規定の取扱いについては、基本的にはそれぞれの市町村の判断による。
- ただし、それぞれの市町村における現行の訪問介護に関する利用者負担に係る根拠規定の取扱いと同様にすることが望ましい。

——連絡先——

厚生省老人保健福祉局

老人福祉計画課

企画法令係 森田

在宅福祉係 西田

Tel 03-3503-1711(3929,3927)

直通 03-3595-2888

Fax 03-3595-3670